

庄原市観光情報公式サイトリニューアル業務仕様書

1 業務の目的

庄原市の魅力をPRし、庄原市を訪れる人が旅の参考にできる庄原市のポータルサイトを目指すことで、更なる庄原市への誘客の促進を図る。

2 業務の概要

(1) 件名

庄原市観光情報公式サイトリニューアル業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日からサイト一般公開日

(3) リニューアルをおこなう、現行ホームページ URL

<http://shobara-info.com/>

(4) 委託金額について

3,900,000円(税込) 上限価格

※初年度の運用・保守含む

3 委託業務内容

(1) 新サイトの理想像

- ①見る人にわくわく感を与え、分かり易く・興味を抱く内容とし「庄原市へ行ってみよう」という気持ちを喚起させるよう、ブランディング、デザイン、訴求方法に工夫を凝らした内容とすること。
- ②明確な情報構造設計と UI (User Interface) で、見る人が使いやすいデザインであること。
- ③リニューアルにより、リピート率・滞在時間・ページビュー等指標が増大すること。
- ④庄原市観光協会の各担当者などが情報発信者となり、効率的に編集・更新・チェックをしやすいシステムであること。
- ⑤④により、更新はタイムリーに滞りなく行うことが可能で、古い情報をトップページに鎮座させないこと。
- ⑥スマートフォン、タブレットにも対応したデザインでユーザが閲覧しやすいこと。

(2) 委託業務内容

① ホームページの構築

- (ア) ホームページ企画、戦略策定
- (イ) ホームページデザイン・構築
- (ウ) CMS (コンテンツマネジメントシステム) の導入
- (エ) 既存ホームページの整理と、次期ホームページシステムへのデータ移行

- (オ) アクセスログ解析の導入
- ② ホームページの保守・運用
 - (ア) 各コンテンツのデザイン更新
 - (イ) ホームページのコンテンツ保守・バックアップ
 - (ウ) 前述の「新サイトの理想像」を実現する戦略企画と施策実行
 - (エ) サーバホスティング・サーバ管理業務

4 システム要件

(1) 導入システム基本的機能要件

①基本的機能について

- (ア) 更新コンテンツは、編集機能があること
- (イ) 写真のアップロード・リサイズ機能を有していること
- (ウ) ログインアカウントは追加が可能で、各々に権限付与（決裁担当・入力担当・メルマガ担当など）が設定できること
- (エ) 添付ファイル（Word, Excel, PDF 等）アップロード機能があること
- (オ) サイト内検索機能があること。
- (カ) 作成したコンテンツの掲載開始日時・公開終了日時の指定ができること
- (キ) 作成したコンテンツの公開・非公開設定・下書き・プレビューが出来ること
- (ク) ブログを複数追加できること

(2) 運用・保守要件

①運用内容について

- (ア) ウェブプロデュース業務
- (イ) 各コンテンツのデザイン更新（これまでの実績 月間2ページ程度）
- (ウ) サイトのコンテンツ保守・バックアップ
- (エ) アクセスログ解析を行うこと
- (オ) 前述の「新サイトの理想像」を実現する戦略会議と施策を実行すること
- (カ) 運用責任者を設定し、ホームページの滞りないスムーズな運用に寄与すること

②保守内容について

(ア) 障害対応

※障害対応とは、故障・仕様に反する挙動を起こす等の障害（バグ）に対応することを指す

- a. 障害の切り分け、障害状況の収集・分析及び報告
- b. サービスが停止している場合の復旧作業
- c. 必要に応じた再インストール・調整作業

(イ) ソフトウェア保守

- a. ソフトウェア等のアップグレード
- b. 障害が起きた際の復旧作業
- c. 当社の要請に応じ、システム操作・機能の説明
- d. その他、正常稼動のための必要な作業

(3) サーバ仕様

- ①ホームページ管理システムが動作するサーバ仕様の詳細設計書（サーバ管理費を見積もること）を提出すること。
- ②導入するサーバの仕様は、受託者の決定後に、庄原市、庄原市観光協会と協議を行った上で決定すること。
- ③サーバをリースする場合は3年リースとして運営管理費を見積もること。

5 納入要件

- (1) 納品場所 〒727-0012 広島県庄原市中本町 2-5-6
庄原市観光協会

(2) サイトの各ページを構成するファイルの電子データ

- ①納品後のホームページの編集・更新方法についての、担当者に対するマニュアル
- ②その他、庄原市観光協会が指示するもの
- ③備考

上記関係書類はA4判を基準として提出すること。なお、成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツなど全ての著作権は、庄原市観光協会に帰属するものとするとし、庄原市は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。